

○重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格要綱

平成21年6月19日

京都府教育委員会教育長告示第12号

改正 平成30年12月7日教育長告示第9号

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格要綱を次のように定める。

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、京都府教育委員会(以下「教育委員会」という。)が発注する重要文化財建造物(国宝を含む。)の建築一式、大工、左官、その他のとび・土工(丸太による素屋根足場)、石、屋根(植物性屋根材・瓦葺)、板金、塗装(建築関係)(単彩色・彩色・漆)、内装仕上(畳・表具)及び建具の各保存修理工事(以下「保存修理工事」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(競争入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 京都府の建設工事競争入札参加資格のない者
- (2) 近畿2府4県で、保存修理工事の競争入札の参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の日の10年前の日の属する会計年度(府の会計年度をいう。以下同じ。)から申請の日の属する会計年度の前年度までの期間(以下「対象期間」という。)において、重要文化財建造物又はそれに準じる歴史的・伝統的建造物(以下「重要文化財建造物等」という。)に対する伝統的な工法による保存修理工事の完成工事高のない者
- (3) 保存修理工事について伝統的な工法による実務経験を15年以上有する、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技能者(ただし、建築一式・大工については、大工技能者)がない者
- (4) 重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式及び別記第2号様式。以下「資格審査申請書」という。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(競争入札参加者の資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、前条各号に掲げる者以外の者で、次条に定めるところにより資格審査を受けたものとする。

(資格審査)

第4条 資格審査は、2年ごとに行う定例資格審査及び定例資格審査の申請書の提出期間経過後に行う追加資格審査の2種類とする。

2 資格審査の項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事实績
 - (2) 技能者の経歴
 - (3) 重要文化財建造物等の修理ができる高度な技術の有無（工事实績に基づき現地審査を行うが、対象期間において、教育委員会が発注した事業を受注した者にあつては、省略することがある。）
- （資格審査申請書の提出期間等）

第5条 定例資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書を定例資格審査を実施する年（以下「基準年」という。）の1月11日から1月31日までに1通提出し、資格審査を受けなければならない。

2 追加資格審査を受けようとする者は、基準年の4月1日から次の基準年の前年11月30日までに資格審査申請書を提出し、資格審査を受けることができる。

3 資格審査申請書は、京都府教育庁指導部文化財保護課に提出するものとする。
（添付書類）

第6条 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事实績（別記第3号—1様式）
- (2) 技能者の経歴証明書（別記第3号—2様式）
- (3) 定期資格審査にあつては翌年度の京都府の建設工事競争入札参加資格審査申請書を京都府が受理していることが確認できる書類の写し、追加資格審査にあつては申請書を提出する年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写し
（報告等）

第7条 京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、資格審査申請書を提出した者に対して、資格審査の公正を図るため当該資格審査申請書及びその添付書類の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

（資格審査結果の通知）

第8条 資格審査の結果は、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査結果通知書（別記第4号様式）によって、当該申請者に通知する。

（参加資格の有効期間）

第9条 競争入札の参加資格の有効期間は、基準年の4月1日から当該基準年の2年後の3月末日までとする。ただし、追加資格審査を受けた者にあつては、資格審査の結果を通知した日の翌日から直前の定例資格審査により参加資格を得た者の有効期間の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、京都府の建設工事競争入札参加資格を失った場合にあつては、競争入札の参加資格を失うものとする。

（参加資格の停止）

第10条 競争入札の参加資格を有する者が、工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平

成5年6月29日付け5指第284号土木建築部長通知)に基づく措置を受けた場合には、当該期間競争入札に参加することができないものとする。

(資格審査申請書の変更届)

第11条 資格審査申請書の記載事項の変更については、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請の時期および方法等(昭和40年京都府告示第75号。以下「建設工事競争入札参加資格」という。)に準じるものとする。

2 資格審査申請書の記載事項の変更をしようとする者は、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第5号様式)に変更事項を証明することができる書類を添えて提出しなければならない。

(資格の承継)

第12条 資格の承継については、建設工事競争入札参加資格に準じるものとする。

2 競争入札の参加資格を承継しようとする者は、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格承継申請書(別記第6号様式。以下「資格承継申請書」という。)に当該事由を証する書面その他教育長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の規定により資格承継申請書の提出のあった場合において、資格の承継を適当と認めるときは、その旨を当該申請者に通知する。

(資格の取消し)

第13条 資格の取消しについては、建設工事競争入札参加資格に準じるものとする。

2 競争入札参加資格を取り消した場合は、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格取消通知書(別記第7号様式)によって、その者に通知する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年6月19日から施行する。

(提出期間の経過措置)

2 平成21年度の定例資格審査を受けようとする者の書類の提出期間は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年6月22日から7月10日までとする。

(有効期間の経過措置)

3 平成21年度の定例資格審査の資格の有効期間は、第9条の規定にかかわらず、資格審査の結果を通知した日の翌日から平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成30年教育長告示第9号)

この告示は、平成30年12月7日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

受付番号

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

印

このたび、貴所管に係る重要文化財建造物保存修理工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

主たる営業所の所在地					
電話番号			法人・個人の区分	1 法人	2 個人
建設業の許可番号	大臣 知事 コード	国土交通大臣 許可 ()知事	1 般 2 特 3 般特	— 第 号	
支店・営業所の名称					
受任者役職名					
受任者氏名					
支店・営業所の住所	〒				
支店・営業所の電話番号					
企業分類	1 大	2 中小	総職員数	人	資本金 千円
経営事項審査審査基準日			経営事項審査結果通知日		

第3号—1様式（第6条関係）

工事实績

工事の種類	営業年度	年 月 日 ～ 年 月 日	住所					
			商号又は名称 代表者氏名					
注文者	元請又は 下請の区 分	工事名	工事場所 のある都 道府県	請負代金 の額 (千円)	着工年月 完成年月	建築面積	屋根面積	施工面積
					年 月 年 月			
					年 月 年 月			
					年 月 年 月			
					年 月 年 月			
					年 月 年 月			
					年 月 年 月			
					年 月 年 月			
					年 月			

					年			
					月			
					年			
					月			
					年			
					月			

注1 近畿2府4県で、資格審査の申請の日の10年前の日の属する会計年度から申請の日の属する会計年度の前年度までの期間において、重要文化財建造物又はそれに準じる歴史的・伝統的建造物*1に対する伝統的な工法*2による保存修理工事の実績を記入してください。*1、*2についての定義は、別添資料を参考にしてください。

注2 工事実績に係る請負契約書の写し及び図面又は本工事費内訳書を添付してください。

注3 受注形態がJVの場合は、共同企業体協定書の写しを添付してください。

注4 工事実績について年度ごとに、直接の関わりや規模が大きいものを記入してください。

注5 近畿2府4県内の公共工事においては、工事成績評定通知書の写しを添付してください。

注6 工事種類の欄に詳細区分を明記し、詳細区分ごとに工事実績を記入してください。

第4号—1様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会教育長

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査結果通知書

さきに審査申請のあった 年度重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格
については、審査の結果、下記の資格があると認定したので通知します。

記

	工事の種類

第4号—2様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会教育長

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査結果通知書

さきに審査申請のあった 年度重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格
については、審査の結果、これまでの実績等から今回は資格がないものと決定したので通
知します。

第5号様式（第11条関係）

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付で提出した重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

注 変更事項を証明できる書面を添付してください。

第6号様式（第12条関係）

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格承継申請書

下記の被承継人に係る 年度重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格を承継したいので関係書類を添付して申請します。

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

記

変更事項	承継人	被承継人	承継人と被承継人の関係
住所			
商号又は名称			
代表者氏名			
建設業許可番号			
許可年月日			
許可業種			
継承理由			

第7号様式（第13条関係）

番号
年 月 日

様

京都府教育委員会教育長

重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格取消通知書

年 月 日付で通知した 年度重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格については、下記の理由により取り消しました。

記

[重要文化財建造物又は] それに準じる歴史的・伝統的建造物の定義

資料1

- 1 地方公共団体指定建造物
- 2 国登録文化財のうち、神社・寺院の主要建造物
- 3 京都府登録有形文化財建造物
- 4 出組以上の組物を有し、二軒以上で軒反りのある木造建造物
- 5 その他、数寄屋建築等、伝統的技術により造られたと認められる木造建造物

重要文化財建造物等に対する伝統的な工法の例

資料2

種類	伝統的な工法の例
建築一式、大工	<ul style="list-style-type: none">・ 継手、仕口を用いた工法・ 矧木、埋木を用いた工法・ 規矩術に基づき加工及び組み立てる工法・ 鑿や鉋等の伝統工具を用いて仕上げる加工法
左官	<ul style="list-style-type: none">・ 竹及び土により、木舞下地～荒壁～中塗～上塗の各工程を要する日本壁工法・ 磨き、引き摺り等の上塗り仕上げ工法

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漆喰、水捏ねの色壁を用いる工法 ・ 暖簾、髭子等の散り処理工法
その他のとび・土工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸太を使用し、番線搦めにより組み立てる仮設物組立・解体工法 ・ 丸太組トラスを駆使し、内部に建地を設けない工事用素屋根の組立・解体工法
石	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビシャン、小叩き等、伝統工具を用いて表面を仕上げる工法 ・ 石目を見極め、手作業による石割工法 ・ 多層の石塔や宝篋印塔・無縫塔や燈籠の組み立て工法 ・ 参道等の石敷き工法
屋根(植物性屋根材)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 檜の本皮を屋根に葺けるような形に加工する工法 ・ 榎・杉等の原木を屋根に葺けるような形に加工する工法 ・ 檜皮、榎・杉等の割板を使用して、竹釘で打ち止めながら屋根面を葺き上げる工法 ・ ススキ、葭等を束ね、藁縄で縛りながら屋根面を葺き上げる工法
(本瓦葺き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平瓦と丸瓦を使用し、反り等を持った曲線の屋根を馴染みよく葺き上げる工法 ・ 棧瓦を使用し、反り等を持った曲線の屋根を馴染みよく葺き上げる工法
板金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社寺等で用いる飾金具の製作中、ナナコ打ち出し、鍍金、箔押し等の工法 ・ 火床で鉄材を加熱し、叩き出しにより和釘等を製作する工法
塗装(彩色等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔料(鉱物等の自然素材を粉状にしたもの)を膠で溶いて塗料とし、木部表面に塗り上げる工法 ・ 胡粉、緑青、朱等の複数の材料を用い、絵画や模様を描く技法 ・ 既存彩色面が剥離しないよう膠水等を用いて剥落止めをする工法
(漆)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木地から20以上の工程を経て塗り上げる漆塗り工法 ・ 既存漆の破損状況に応じた繕い工法
内装(畳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲藁を編んで締め固める畳床製作

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藺草を麻糸で編んで、引き通し、中継ぎ等、様々な品質の製品を作る畳表製作技法 ・ 絹、木綿、麻等で編まれた生地を、紋合わせ等を行いながら畳縁に縫い付ける工法 ・ 縷網縁、大紋縁、小紋縁等の縁をもつ畳を模様を合わせて敷き込む工法
(表具)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下地貼り、蓑貼り、浮け貼り等、何層にも下張りを施した後、絵画等が描かれた本紙を粘着性のおとなしい古糊等を駆使し、張り上げる工法
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊細な継手、仕口を駆使し、釘等を使用せず堅固な枠を組み上げる工法 ・ 蔀戸・舞良戸・棧唐戸・襖下地・障子等の伝統的な形式の建具製作および修理技法